

太宰府市景観計画に関するよくある質問集 Ver.2 R5.2.10 時点

1 景観計画の基準に関することについて

1-1 景観のどの区域に該当するか分かりません

太宰府市では市全域が景観計画区域（階層1）に指定され、一部が景観育成地区（階層3）に指定されています。区域の判断は太宰府市景観計画総括図でご確認いただくか、市へお問合せください。

複数の地域にまたがる場合は、通り沿いの地区を採用することが基本となります。ただし土地の一部が景観育成地区（階層3）に関わる場合など、地区の性質によって判断基準が異なりますので、必ず市までお問合せください。

例）太宰府市役所（太宰府市観世音寺1丁目1番1号）の景観の区域は？

- ・階層1：遺跡共生区域
- ・階層3：天満宮と宰府宿地区（政庁通りゾーン）

※階層3において、市役所の地区の大部分は「人と遺跡の共存史地区」に該当しますが、「天満宮と宰府宿地区（政庁通りゾーン）」に面する土地であり、政庁通り沿いからの眺望景観を重視することから「天満宮と宰府宿地区（政庁通りゾーン）」に該当すると判断します。

1 景観計画の基準に関することについて

1-2 何の基準があるか分かりません

景観計画の基準は景観の区域ごとに異なります。詳細は太宰府市景観計画の概要～太宰府らしい景観への手引き～をご確認いただくか、市までお問合せください。

1 景観計画の基準に関することについて

1-3 届出が必要かどうかを教えてください

届出の有無については景観の区域や行為の内容によって異なります。詳細は太宰府市景観計画の概要～太宰府らしい景観への手引き～の14頁をご確認いただくか、市までお問合せください。

1 景観計画の基準に関することについて

1-4 届出不要なので、基準を守る必要はありませんか。

太宰府市は市全域が景観計画区域に該当しています。届出が不要の場合でも、景観形成基準を守る必要があります。

1 景観計画の基準に関することについて

1-5 屋根勾配の基準がありますが、水勾配は勾配とみなされますか

屋根勾配の基準は「極端な緩勾配・急勾配としない」という基準がありますので、水勾配は「勾配」とは景観計画の基準上みなされません。

1 景観計画の基準に関することについて

1-6 屋根勾配の基準がありますが、陸屋根のうえに太陽光パネルを傾斜して設置すれば勾配とみなされますか

勾配の基準は「屋根」に対する基準です。屋根の上に設置したもので判断するわけではありませんので、勾配とはみなされません。その他勾配の判断については市までお問合せください。

1 景観計画の基準に関することについて

1-7 緑化基準のボーナスエリアは敷地境界から5mですが、樹木の枝先が一部でもボーナスエリア内であればボーナスエリア内と考えていいですか

樹木がボーナスエリア内にあるかの判断は、樹木の幹の中心で判断します。枝先だけではボーナスエリア内とはみなされません。

1 景観計画の基準に関することについて

1-8 景観育成地区「天満宮と宰府宿地区」で新築を予定しています。景観上おすすめの建築様式はありますか？

本市では景観計画とは別に『太宰府市景観形成ガイドライン-景観育成地区「天満宮と宰府宿地区編」-』を作成していますので、そちらをご参照ください。

1 景観計画の基準に関することについて

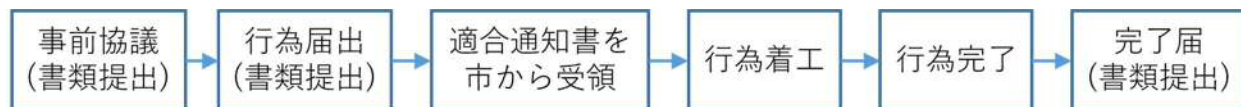
1-9 携帯基地局のアンテナを設置予定です。景観の基準や景観の届出について教えてください。

設置予定のアンテナが建築確認申請を必要とする規模でなければ、景観の届出は不要です。工作物に関する色彩基準がありますので、色彩基準の詳細は太宰府市景観計画の概要～太宰府らしい景観への手引き～の12頁をご確認ください。

2 景観の届出に関することについて

2-1 手続きの流れがわかりません

一般的な景観の届出に関する手続きの流れは以下のフローのとおりです。詳細は太宰府市景観計画の概要～太宰府らしい景観への手引き～の14頁の下部をご確認ください。



2 景観の届出に関することについて

2-2 届出に必要な添付書類がわかりません

必要書類は行為内容によって異なります。詳細は太宰府市景観計画の概要～太宰府らしい景観への手引き～の最終頁をご確認ください。なお、完了届以外の届出書類は、1部を副本として返却するため、様式と添付資料を1セットとして2セット（2部）ご用意ください。

2 景観の届出に関することについて

2-3 届出はいつまでに出せばいいですか

行為の着手の30日前までに提出してください（景観法第18条）。

2 景観の届出に関することについて

2-4 届出は建築確認申請の前に出すものですか

屋根形状等の建築物に係る景観基準もありますので、建築確認申請に先立って届出をしてください（太宰府市の景観と市民遺産を守り育てる条例規則第4条第2項）。

2 景観の届出に関することについて

2-5 届出は建築確認申請と連動していますか

連動していません。

2 景観の届出に関することについて

2-6 届出後、工事をしないことになりました。何か手続きは必要ですか

景観計画区域内行為中止届出書（様式第8号）を速やかにご提出ください。

2 景観の届出に関することについて

2-7 景観の届出後に行為内容が変わりました。何か手続きは必要ですか

景観の基準に係る部分に変更になった場合は、行為変更の届出(様式第2号)と添付書類の提出が必要です。行為内容によって必要書類は異なりますので、詳細は太宰府市景観計画の概要～太宰府らしい景観への手引き～の最終頁をご確認ください。

2 景観の届出に関することについて

2-8 届出者の名義や住所が変更になりました。何か手続きが必要ですか

景観計画区域内行為者変更届出書(様式第7号)をすみやかに市へご提出ください。

2 景観の届出に関することについて

2-9 届出は郵送でもいいですか

郵送で受け付けています。2部提出いただいた書類のうち1部を副本として返却しますので、受け取りを窓口で行わない場合は、切手付きの返信用封筒を同封してください。

3 その他

3-1 太宰府市の景観計画はいつできましたか

本市では平成22年度に「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」と併せて景観計画を策定しました。その後、平成29年、平成31年、令和3年に運用実態に合わせて計画の見直しを行っています。

3 その他

3-2 平成22年より前に建てた建築物ですが、現在の景観基準に適合していません。どうすればいいですか。

本市の景観計画は平成22年度に策定しました。計画施行以前の行為に対する基準の適用は現在本市では行っていません。今後、建物の外観を塗り替える際や建て替えを行う際等、あらためて行為を伴う際には現行の景観基準に適合させてください。